

議案第59号

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年9月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成22年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」に改める。

第2条第1項中「社会福祉法人加西市社会福祉協議会」を削り、同項に次の2号を加える

- (1) 社会福祉法人加西市社会福祉協議会
- (2) 国営加古川西部土地改良区

第7条の次に次の8条を加える。

（法第10条第1項に規定する条例で定める法人）

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので、次に掲げるものとする。

北条鉄道株式会社

（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

（退職派遣者を採用する場合）

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第 10 条第 1 項に規定するその他条例で定める場合)

第 11 条 法第 10 条第 1 項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適當と認められる場合とする。

(法第 10 条第 2 項に規定する条例で定める事項)

第 12 条 法第 10 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 10 条第 1 項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第 13 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に関する一般職の職員の給与に関する条例第 33 条第 1 項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における待遇)

第 14 条 退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(報告)

第 15 条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における待遇の状況等及び退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合における待遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(審議資料)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)の規定に基づく公益的法人等への職員の派遣に関し、派遣することのできる公益法人等の見直し並びに市が出資する株式会社等への派遣ができるよう所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 公益的法人への派遣対象の拡充

業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である公益的法人等で規則で定めるものへ派遣することができる。

(2) 市が出資する株式会社等への派遣

市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので、規則で定める株式会社等へ派遣することができる。

(3) 退職派遣の規定の整備

株式会社等への派遣については退職派遣となることについて、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律において、条例に委任された事項について定める。